

第2回 横浜市障害者施策推進協議会会議録	
日 時	平成28年10月26日（水）10時00分～12時00分
開催場所	横浜花咲ビル301・302号室
出席者 （五十音順）	岩沢弘秋委員 大友勝委員 大橋由昌委員 北川はるみ委員 渋谷治巳委員 清水龍男委員 須山優江委員 多田葉子委員 田中梨奈委員 永田孝委員 長谷茂幸委員 中根幹夫委員 西川麻衣子委員 平井晃委員 森和雄委員 森恵委員 山川理子委員 山田初男委員 和田千珠子委員 渡部匡隆委員 渡邊雅子委員
欠席者	戸塚 武和委員 奈良崎真弓委員 山口哲頭委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	<p>1 議題 第3期障害者プランの見直しについて 障害者就労啓発事業（公共施設活用事業）について</p> <p>2 報告事項 第3期障害者プランの取組状況について 後見的支援を要する障害者支援条例に基づく報告について 横浜市障害者自立支援協議会の実施状況について 津久井やまゆり園殺傷事件当日・現在の状況について 障害者差別の解消に関する市の取組状況について</p>
議 事	<p>1 議題1 第3期横浜市障害者プランの見直しについて 事務局より資料1について説明した。</p> <p>渋谷委員) 当事者ワーキンググループを設置していただいたのは一歩前進かなと思っている。今分かる範囲で良いので、どういう位置づけの組織なのかを教えてほしい。</p> <p>事務局) 具体的にどの様なワーキングを組んでいくかについては、今後皆さんと協議をしたうえで決めていきたいと思っているので、是非ご意見をいただきたい。</p> <p>渋谷委員) 意見をプランに反映していけるような位置づけに、していただきたいと思う。</p> <p>渡部会長) 来年2月に見直しの方角についての検討、その後29年度にグループインタビュー等で順次進めていくという様な今後の取り組み方という事で承ってよろしいか。</p> <p>事務局) はい。</p> <p>議題2 障害者就労啓発事業（公共施設活用事業）について</p>

事務局より資料2について説明した。

田中委員) 36条に規定されている条文が根拠になっているということだが、この場でこの様な公有財産を活用した事業であるとか、公設・民営等で様々な障害施策に関する事業がこれからも定期的に、ここで決められるという事に今後なっていくのか。横浜市が独自に選定をした委員会で決めるという事と、ここで決めることの違いを教えてほしい。例えば経済的なメリットや色々な手間暇など、今回のこの様な案件がこの場でこれからも継続的に決まるのかどうか、教えていただきたい。

事務局) 独自の設置機関との違いという事だが、横浜市の内部の規定である要綱で選定委員会を設置して当初の事業者を決めたという形になっていたが、それが外部の専門の方からのご意見を協議会としてまとめていただく場合には、条例で設置することが必要となるという事変わったので、そういうやり方ではできなくなった。この協議会でこういった議題がこれからも続くのかという質問について。今回は複合施設に多くの種別の施設が入っている中で一部のフロアを使うので、特殊の事例になっている。その場合、改めてこういった特殊な事例のために条例で選定委員会を設置するのではなくその趣旨にかなう委員で構成されているこの協議会で検討していただく。ここで不足している知見を求める場合は、外部の専門委員をいれて検討していただくのが良いと思い、皆さんにご協議いただきたい。

清水委員) 平たく言えば契約更新の1回目、2回目は公募を行わなかったため今回からは公募をし、選定に当たっては外部を入れて公正に決めるという事か。

事務局) 当初の時も公募を行わなかった訳ではない。公募は行っていたが、当時は要綱で選定委員会を設置していた。更新については、期限を定めない契約となっていたので、受けた事業者が契約終了を申し出ない限り終了は出来ないことになっていた。条例に基づかない選定という状況になっていたため、現事業者と協議の上、27年度の規約では29年度を満了とすることし、更新契約を結んだ。

西川委員) 話が分かりづらく、ついていけない。この案件は対してはサンクステンプ株式会社に委託するというかたちで良いのか？当事者からみると60名という数はすごく多いのでこういったかたちになるか興味がある。クッキー等の製作に関しては、私の知る限り、あまり当事者に求められてはいないと思う。それよりも就労移行支援などがはやってきているので、データ入力やパソコンなどの機器を扱う様な仕事を求めている方のほうが多いという気がする。その

あたりはどの様に感じているのか？

渡部会長) 現在取り組まれている事業者が、サンクステップさんです。こちらの期間が終了するので、この推進協議会のもとに検討部会を設置して、基本的な審査にかかる取り組みはその検討部会で進められていく。最終的にある程度、煮詰まったところで、この協議会に提案され、承認されて決定という流れになる。今、西川委員が御懸念された部分は、公募の時にも、今後の取組として、現状のニーズや当事者の参加を最大限に考える事業者に応募してもらい審査で決定するという流れになる。これから新しい募集をし、審査決定する。何か追加があれば事務局からお願いしたい。

事務局) 委託ではなく、フロアを賃貸契約して、そこで事業をやってくださいという事になる。その事業の中身については、このような趣旨のもとに事業をやっていただくところを公募し、選定をしていく。

渡部会長) この議案について大きな異論はないと思う。この協議会ではあまりなかった事案だと思うので、今後、どういうふうはこの協議会の中で選定などがどのように関わってくるのか、見通しを示していただくと分かりやすかったと思う。今回の障害者就労啓発事業については了解ということで、この後は、スケジュールに沿って検討部会を開催し、順次進めていくこととする。

報告事項 1

第3期横浜市障害者プランの見直しについて
事務局より資料3について説明した

渋谷委員) 地域で出会う・助け合う。教育の問題だが、交流とは違うのではないかと思う。地域で育つためには、一般の学校の一般のクラスと一緒にいることが本来のあり方でそこを目指すべきだと思う。そのうえで、個々人の判断をして、インクルーシブを目指すのなら、それは違うのではないか？もう一つは、非常に大きな問題だと思うが、福祉現場で働いている人材が確保できない、人材確保は今、早急な問題だと思うのでここをしっかりと取り組んでほしい。

事務局) 委員からお話の合った様々な障害をお持ちのお子様方が、様々な場面で教育を受けられるようにと、特別支援学校、あるいは一般学校における個別支援学級等、それぞれに体制を組んでやっている。一般学校で学びたいお子さんに関してはなるべく希望に添えるように思っているが、やはり学校数が多く、十分ではないと認識している。これからの課題として承りたいと思う。

事務局) 障害の分野に限らず、高齢の分野も含めて人材確保が非常に厳

しいという状況は聞いている。その中でいくつか取り組んでいるものとしては、福祉計画を対象にした見学会や就職フェア等がある。働いている方の定着支援も重要だと思っている。その意味でも紹介をした支援職員に対する支援力向上研修もやりがいを高め、定着を高めることにつながると思っている。

渋谷委員) 教育については基本的な方向性は一般のクラスで個々の状況によって行うのが本来のあり方だと思う。支援学校の否定をするわけではないが、人材育成では今のやり方ではとても対応できないと思う。スケールの大きいことを考えていかないと福祉の人材がいなくなることを受けとめてほしい。

渡邊委員) 冒頭にやまゆり園の話の中でも触れられていた。精神障害の中でこのプランを実行していて、関わりを持っている。精神障害の中の生活支援センター、自立支援アシスタントだが、西区が18区で最後に行くようになった。組織の指定管理と民間の組織では人材の人数の差があり、また、各センターが抱える区の大きさなど色々考えるとそれに対応して業務の中身的には変わらない。現場の差をなくしつつ、格差の是正をしてほしい。差別解消法でもB型でもなかなか進まない現状もあり、現場の格差も考えながら、精神障害だけでなく、各分野の方向性や横浜市の未来を考えてほしい。

事務局) 人材確保、育成に加えてそれぞれの施設の話がでて、どう充実するかが大きな課題だというご指摘をお受けしたので、そのご指摘を念頭に置き、プランの推進に努めてまいりたい。

大橋委員) 情報障害者と言われている視覚障害者の立場から。テーマ1。情報関係のことで見直しの際は横浜市も考えてほしい。この場は、福祉政策のグランドデザインを話し合う場だろうと解釈している。29年度からの見直しも含めて話をしたい。相談業務も市全体の福祉のあり方で、視覚障害者の立場からは包括的支援という方向性は分かるが、視覚障害者の立場を前面に出して話をすると、相談、代筆・代読というサービスとしては各区の支援センターにある。ただ、利用率は非常に低い。ニーズがないのではなく、家族がいる場合は良いのだが、一人暮らしの人は文字の読み書きが大事となる。市では包括的に各区でバラバラに視覚障害者サービスを行っている。養護老人ホームでも視覚障害者の受け入れはした。市としてはサービスをやっていない訳ではないが、非常に利用しにくい。その典型的なものがこの情報問題だ。メニュー的にはやっているが使いにくい。これは何故なのかという事をこれから検討していただきたい。災害時の事について。横浜の場合は盲人福祉施設単独のものが無い。個々バラバラなもの、二俣川にある神奈川県のリフトセンター、総合的な視覚障害者福祉施設と言えらると思うが、県の施設だ。東日

本大震災や熊本の大地震の時に明らかになった事は、自治体の支援が受けられるまでに4～5日かかることだった。見えない者は災害の場合、逃げることもそうだが、一番困る時に、市のほうとしても手が回らない。その間に災害時の対応として、日本盲人社会福祉施設協議会という点字図書館などを運営しているところが、視覚障害のリハビリをする歩行訓練士の人たちが駆けつけて、点字図書館の名簿や地元の視覚障害者の名簿等を使って、白杖や昔でいうカセットテープのようなデジ再生機器などを届けて安否確認に走っていた。横浜市の場合は拠点となる盲人福祉施設がないので、ネットワークからもれている。神奈川県のリフトセンターは県の施設なので。箱物行政をしてほしいという単純な意見ではないが、ネットワークだとか連携だとかと、きれいごとを書いているが、実際問題として役に立ちにくい形式となっている。グランドデザインのこういった場としては単なるメニューに挙がっている事業だけではなく、使いやすい事業の再検討をしていきたい。全国盲学校校長会の調査により、最近発表されたが、盲学校の卒業生で進路未定者が56%ぐらいと出ている。市立盲や訓盲院でも障害者の就労問題や、居場所作りなど、横浜市としても中核となる盲人福祉施設の建設も新市庁舎建設だけでなく、もう少し総合的に考えていただきたい。渡部会長) 貴重な意見として受け止めていただきたい。

報告事項2

後見的支援を要する障害者支援条例に基づく報告について
事務局より資料4について説明した。

北川委員) 2番目の緊急対応事業について。精神障害者は3名となっている。この事業は初めて伺ったが、以前からあったものなのか? 私だけが知らなかったのか、あまり聞いたことがなかったもので。

事務局) 緊急対応事業は条例に基づいて行うもので、後見的な支援を要する障害者、要するに一人になってしまった場合に生活が続けられないという方で、現在は親の養護を受けて自宅で生活している方が対象となる。何かしらのアクシデントにより、親などが養護を行えなくなった状況に対して、あらかじめ登録していただいていると、区役所などが緊急事態に対応して、当面の生活できる場所を確保するといったものだ。具体的には市内の施設に一時お預かりさせていただく間にその後のことを決める。そして、親族がいれば、その親族の養護に移していくといった事業だ。

北川委員) 後見的支援制度を利用している人にはこういった内容が含まれていることでもいいのか?

事務局) 名前が似ていて紛らわしいが、後見的支援制度とは異なる事業だ。

渡邊委員) この事業はどこが周知をする場所になっていて、窓口はどこになるのか。

事務局) 各区の各区福祉保健センターの高齢・障害支援課にお願いしている。

渡部会長) 制度の理解、認知については取り組みが必要だと思う。

報告事項 3

横浜市障害者自立支援協議会の実施状況について
事務局より資料 5 について説明した。

報告事項 4

津久井やまゆり園殺傷事件当日・現在の状況について
事務局より資料 6 について説明した。

渋谷委員) 安全を確保するのは絶対に必要だが、それを極めていくと地域と利用者の関わりを無くす方向に行きがちになる。そういう事の無いように進めてもらいたい。国の対策も一緒だが、あたかも要因が精神障害にあるという様な印象を受ける。今回報道をされていた内容がそういう方向で、すごく違和感を覚えた。それは違うのではないか。社会一般の人が持つ、障害者に対して持っているマイナスイメージ。そのひとつの表れがああ的事件だったと思う。精神障害を要因の一つにするのも危険な事だと思う。

事務局) 一つ目の防犯対策を限りなく推し進めていくと地域とのつながりや管理面が強化されてしまうことが懸念されているということだが、まさしくその通りだと思っている。これは国の検討チームでも開かれた施設であるという事は基本であると明記されている。今回の事件を踏まえて、どの程度まで防犯対策を行うのか。それと地域の人と一体となった施設運営のバランスをいかに取るかが大きな命題だ。その中でそれらに留意しつつ取り組んでいくことが求められていることだと考えている。もう 1 件の精神障害者の方々の部分であるが、今回の事件を引き起こしたのは精神障害によるものではないかという捉えられ方をされている。そういった事に懸念があるのは、渋谷委員のみならず、様々な場面でご意見をいただいている。誤解が生じないように、横浜市としても取り組んでいきたいと思っている。国の検討チームにおいても、状況を踏まえた最終的な報告書が出せると思っている。先ほど中間報告の説明をしたが、今回については措置入院をされたというのは事実であるので、診療や

その後の対応についてきちんと検証したうえで、足りないところは補う作業や手続きが必要だと思われる。横浜市だけでなく、全国的に取り組む課題だと考えている。

和田委員) 今回のやまゆり園の事に関しては、精神障害者が知的障害者を殺したという様な話になると大変だと思った。我が家は当事者夫婦で二人とも統合失調症関連だ。うちには9歳になる娘がいる。娘は健康なのだが、学校で人権教育というのがなされていて、その様子を見てきたが、必ずと言っていいほど、身体障害者が学校に行く。車いすバスケの選手や聞こえない方が手話で話すのを見たりしている。私たちとしては学校に精神の障害を持っている人間がいて、これほどつらい病気である事を伝えられたらいいのにとずっと思っていた。娘が小学校4年生にあがった時に、学校の勉強のテーマで福祉をやることになった。夏休みに入った時に福祉に関する勉強をしてきて下さいという宿題が出たので、夫婦で考えて担任の先生に娘が精神障害のことを勉強してそれを発表することは出来るのかを聞いたら「他のお子さんにもわかる言葉で伝えるならいい」と言われた。それで、夫婦で考えて精神障害の勉強をさせた。精神障害は見えにくい病気なので普及・啓発は難しいが、やっていかなければいけない事だと思う。やまゆり園の事件が起きてからは特に。今後、子どもたちが社会に出るときのために小さい時から勉強させた方が良くと思う。精神障害についての普及・啓発をどの様に考えているかを聞かせてほしい。

事務局) 和田委員のおっしゃるよう見えにくい病気なので普及・啓発は非常に難しいと思っている。ただ、いろいろな機会を通じて、例えば広報よこはまで、その回のテーマを精神障害にしたり、職員の中では研修の機会に精神障害者の方をテーマに取り上げたりして、理解を少しでも広げていきたいと考えている。

報告事項5

障害者差別の解消に関する市の取組状況について
事務局より資料7について説明した。

北川委員) 就労について。精神障害者の就労が最近意欲も出て、就労している方が増えてきていると思うが、定着の方はかなり難しい。仕事に就いてもなかなか定着が出来ない。そのあたりに力を入れていただきたい。中小企業への障害者雇用支援について。実際に中小企業に対して精神障害者を就労させる事業所がある。そういったノウハウを持っている企業と連携してこれからの施策を進めていただければいいのではないかと考えている。

	<p>和田委員) 最後のところ。障害者差別の解消の件。どこの委員会か分からないが、横浜市に差別の案件がまだ上がってきていないと聞いている。私のところには差別されたという意見がけっこう寄せられている。支援者や支援施設が精神障害者差別をしている。困ったことだ。様々なひどい言われ方をされて関係しているところのトップに苦情を言ったら、「そんな嫌なことは忘れて元気よく来てください」と言われたという話を聞いた。差別解消法でもどこに案件を出せばいいのかがよく分からない。その人に「どこそこに言いましたか?」と聞いたが「いろいろなところに行ったけど話にならなかった」とのこと。横浜市の方には、「そこにも言ったの?」と言われ、その後握りつぶされたという話も聞いている。差別案件が出てきた場合、私のところに話が来ているのだが、その後それをどこに持って行けばいいのかを教えてほしい。</p> <p>大橋委員) 色々のご配慮をいただいているが、このような委員会やワーキンググループにしても、障害当事者の参加をより一層進めたい。委員会で意見を聞いたというアリバイ作りに終わらないで、事前にレクチャーも含めてほしい。厚生労働省関係でも中央の団体には事前に担当委員に対して説明会がある。情報提供を事前にして、障害当事をどんどんそういったところに参加をさせてほしいというのが要望だ。</p> <p>事務局) 和田委員から、支援者施設からの差別があったら、どこに相談に行けばいいか、という質問があった。サービス提供事業者であれば、市に担当がいるのでお話を伺いたい。第三者からの相談というのがなかなかしにくいものがあると思うので、本人に代わって、和田委員から申し入れがあれば、まず本人に確認をして、差別をしたとされる事業者との間で具体的状況を聞く。それは和田委員にお返しするものではないので、当事者間での相談になる。大橋委員のご意見は承っておく。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>資料1 第3期障害者プランの見直しについて 資料2 障害者就労啓発事業（公共施設活用事業）について 資料3 第3期障害者プランの取組状況について 資料4 後見的支援を要する障害者支援条例に基づく報告について 資料5 横浜市障害者自立支援協議会の実施状況について 資料6 津久井やまゆり園殺傷事件当日・現在の状況について 資料7 障害者差別の解消に関する市の取組状況について 障害者プラン参考資料（表）</p>

